

点検商法「無料で点検しますと言われ」

突然、点検にきましたとセールスマンが来訪し、点検の結果、実際にはそのような事実が無くても、高額で必要のない商品の契約を迫ります。

都留市でも、この手の商法が一人暮らしの老人を中心に被害が多発しています。次のことに注意し、断る勇気が必要です。

【点検商法】こんな落とし穴

- ・シロアリの・・・
シロアリがたくさんいます。
- ・消火器の・・・
使用期限が切れています。
- ・水道水の・・・
有害物が含まれています。
- ・布団の・・・
ダニがいます、皮膚炎になります。



【アドバイス】

- ・「点検」といわれても、安易に依頼しない。
- ・公的機関と紛らわしい場合は、関係機関に問い合わせる。
- ・契約を迫られてもその場で応じずに、よく検討する。

老人保健 Q & A その1

～老人保健法医療受給者証をお持ちの方～

外来で自己負担限度額を越えたとき

Q 私は1割負担の受給者証で10月にA病院に10,000円、B病院に6,000円払ってきたけれど、高額医療費の申請はいつごろどんな手続きをすればいいのかしら？

A A病院とB病院の診療内容を確認しますので診療を受けた月の2ヵ月後の12月に、領収書の他に保険証と受給者証、口座のわかるものを持って市民生活課国保担当まで申請にお越しく下さい。



<自己負担限度額>

区分		外来 個人ごとに計算 します
課税所得が 124万円以上 の所得者		2割負担 自己負担限度額 40,200円
一般		1割負担 自己負担限度額 12,000円
低所得者	住民税非課税 II	1割負担 自己負担限度額 8,000円
	I	

Q それでいくらかもどるのかしら？

A 一般の方ですので自己負担限度額が12,000円を超えた分を払戻します。
計算いたしますと10,000円と6,000円から12,000円を引きますので4,000円が戻ります。払戻しの金額が決定しましたら、指定された口座に振込みいたします。また、何かわからないことがあれば、ご相談ください。



問合先 市民生活課 国保担当